

○厚生労働省告示第百九十三号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第六条第一項の規定に基づき、高年齢者等職業安定対策基本方針（平成二十四年厚生労働省告示第五百五十九号）の一部を次の表のように改正し、同条第五項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年三月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 (略)</li><li>2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成30年度までの<u>6年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の状況改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。</li></ol>	<p>はじめに</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 (略)</li><li>2 方針の対象期間 この基本方針の対象期間は、平成25年度から平成29年度までの<u>5年間</u>とする。ただし、この基本方針の内容は平成24年の状況改正を前提とするものであることから、高年齢者の雇用の状況や、労働力の需給調整に関する制度、雇用保険制度、年金制度、公務員に係る再任用制度等関連諸制度の動向に照らして、必要な場合は改正を行うものとする。</li></ol>